新型コロナウイルス感染症対策
事業者向けの支援制度

花巻市飲食店等経営支援金
市内飲食店・自動車運転代行業を対象に支援します

【問い合わせ】花巻商工会議所(☎23-3381)

花巻商工会議所では、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している飲食店や自動車運転代行業を営む事業者を対象に「花巻市飲食店等経営支援金」を支給します。

■対象　市内に本店または主な事業所を有し、次のいずれかに該当する事業者
▶飲食店(主な業態が日本標準産業分類「76飲食店」「77持ち帰り・配達飲食業」に分類され、食品衛生法に基づく営業許可を受けている事業者)▶自動車運転代行業(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく認定を受けている事業者)

■要件　令和２年11月～３年１月の間のいずれかひと月の売り上げが前年同月比で30%以上減少
※申請日時点で創業から１年を経過していない事業者の場合は、創業月～申請月の間のひと月を前年同月の売り上げとみなし要件を判断

■支援額　▶飲食店…１店舗当たり30万円▶自動車運転代行業…１事業者当たり30万円

■申請期限　２月26日(金)

＊申請方法など詳しくは、花巻商工会議所ホームページをご覧ください

花巻商工会議所ホームページQRコード

新型コロナウイルス感染症対策経費の概要をお知らせします
(市議会12月定例会)

【問い合わせ】本館財政課(☎41-3517)

事業名	予算額	内容
中小企業持続支援事業	118万円	市内事業者の事業継続を支援するため、市が独自に国の家賃支援給付金の申請サポート会場を設置します。＊詳しくは５ページをご覧ください
家賃支援給付金申請支援業務委託		
中小企業持続支援事業補助金	3,751万円	感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者の事業継続を下支えするため、事業者が支払う家賃の一部を支援します。＊詳しくは５ページをご覧ください
飲食店等経営支援事業補助金	1億3,246万円	感染症の影響により、令和２年11月～１月の間のいずれかひと月の売り上げが前年同月30%以上減少した市内飲食店および自動車運転代行業を対象に、花巻商工会議所が実施する支援事業に対し市が補助します。

＊上記は、12月17日までに補正予算で予算化された支援策です。今後、さらに支援策を取りまとめ公表の上実施します

花巻市中小企業持続支援事業(地代・家賃補助)
対象や補助率などの制度内容を拡充しました

【問い合わせ】本館商工労政課(☎41-3539)

市では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、経営に影響が生じている中小企業者を支援するため「花巻市中小企業持続支援事業」を実施し、地代・家賃を補助しています。県の制度創設を受け、市の支援内容を拡充し、中小企業者の事業継続をサポートします。

■対象

小売業、飲食業、サービス業などの中小企業者
※介護・医療業を新たに追加するなど、サービス業の範囲を拡充しています

＊対象業種の一覧は、市ホームページに掲載しています

市ホームページQRコード

■要件・補助対象期間・補助率・上限額・補助対象経費

次のいずれかの要件を満たす事業者

	要件	補助対象期間	補助率	上限額	補助対象経費
従来分①	令和２年10月～３年２月の間のいずれかひと月の売り上げが前年同月に比べ50%以上減少	令和２年10月～３年２月の５カ月間	3分の1	最大50万円(月額10万円)	地代・家賃(共益費、管理費含む)
従来分②	令和２年10月～３年２月の間のいずれか連続する３カ月の売り上げが前年同月に比べ30%以上減少				
拡充分	令和２年11月～３年１月の間のいずれかひと月の売り上げが前年同月に比べ30%以上減少	令和２年12月～３年２月の３カ月間	2分の1	最大30万円(月額10万円)	

＊従来分に加えて拡充分の要件を満たす場合は、３カ月分の家賃に６分の１乗じた額を追加補助

補助額の算定例

◉ケース①
家賃月額が12万円の事業者で、上記要件が従来分①に該当する場合

[要件]　(単位:万円、%)

区分	10月	11月	12月	1月	2月
元年度売上	150	120	150	140	100
２年度売上	75	114	120	105	90
減少額	▲75	▲6	▲30	▲35	▲10
減少率/月	▲50.0	▲5.0	▲20.0	▲25.0	▲10.0

↑従来分①

従来分①　12万円×３分の１×５カ月＝**補助額 20万円**

◉ケース②
家賃月額が12万円の事業者で、上記要件が従来分①と拡充分に該当する場合

[要件]　(単位:万円、%)

区分	10月	11月	12月	1月	2月
元年度売上	150	130	140	120	120
２年度売上	75	143	133	84	114
減少額	▲75	13	▲7	▲36	▲6
減少率/月	▲50.0	10.0	▲5.0	▲30.0	▲5.0

↑従来分①　↑拡充分

従来分①　12万円×３分の１×５カ月＝20万円…Ａ
拡 充 分　12万円×６分の１×３カ月＝６万円…Ｂ
Ａ 20万円＋Ｂ ６万円＝**補助額 26万円**

■提出方法[申請期限は３月12日(金)]

◦**郵送の場合**
▷郵送先…本館商工労政課(〒025-8601 花城町9-30)

◦**持参の場合(完全予約制)**
▷受付日時…２月４日(木)までの毎週火・木曜日、午前９時30分～午後４時
▷受付会場…なはんプラザ

▷予約方法…専用フォームから申し込むか、本館商工労政課(☎41-3539)に電話で予約

専用フォームQRコード

※２月５日以降の申請は、本館商工労政課、各総合支所地域振興課で受け付けます

国の家賃支援給付金申請サポート窓口
申請書類の修正などの支援を行っています

■対象　市内に事業所を有している人または市内に居住し市外に事業所を有している人
■期間　１月28日(木)までの毎週火・木曜日
■時間　午前９時30分～午後４時30分
■会場　なはんプラザ
■相談料　無料
■予約先　本館商工労政課(☎41-3539)